

日本アーキテクチュラル・レンダラーズ協会会則

2013年4月改正

第1章 総則

第1条 名称

本会は、日本アーキテクチュラル・レンダラーズ協会と称する。欧文字表示はJAPAN ARCHITECTURAL RENDERERS ASSOCIATION とし略称はJARAとする。以下本会という。

第2条 本部及び事務局

1. 本会の本部は東京都内に置く。
2. 本会の事務局は4年毎に(東京、大阪、名古屋)3都市で持ち回りとする。
3. 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで本会の事務局は東京都豊島区南大塚3-43-5 アルス新大塚201に置く。

第3条 支部及び部会

本会は理事会の決議を経て、必要な地に支部を置く。本部には運営上の必要に応じて専門部会を設ける。支部と専門部会については規定を別に定める。

第2章 目的及び事業

第4条 目的

本会は、建築透視図を制作するレンダラーの相互交流によって、技術の向上に努め、後進の育成を促し、情報社会の一端を担うものとして産業と文化の発展に寄与することを目的とする。

第5条 事業

本会は前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

1. 作品展示会の開催
2. 技術講習会、研修会の開催
3. 作品集、技術書の発行
4. 海外技術交流等の国際活動
5. 機関紙、広報誌の発行と広報活動
6. 技術用語、規格の標準制定
7. その他、本条の主旨に沿った事業

第3章 会員

第6条 構成

本会は正会員、特別会員、賛助会員によって構成する。

第7条 会員の資格

会員の資格は以下の条件を満たし、本会の主旨に賛同するものとする。

正会員

建築透視図の制作を職業とし、または職業の一部で同図を制作している個人

特別会員

長年正会員として本会の運営に貢献した個人。主に現役引退者、一定期間業務から離れている者あるいは離れようとする者。

賛助会員

建築透視図に関わる業種の企業、及び教育機関

第8条 会員の権利義務

会員は以下の権利を有するとともに、会則及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

正会員

本会の事業活動に於いての便宜を受ける。理事選挙の選挙権と被選挙権がある。

特別会員

本会の事業活動に於いての便宜を受ける。理事選挙の選挙権と被選挙権はない。

総会へのオブザーバー参加が可能で、発言権を有し、議決権・発議権は有しない。

賛助会員

本会の事業活動に於いての便宜を受ける。但し活動に直接参加はしない。

第9条 会費

会員は以下に定める会費を納入するものとする。納入した会費は返還しない。

正会員 年額20,000円
特別会員 年額3,000円
賛助会員 年額(一口)60,000円

第10条 入会と会員種別変更

本会に入会を希望とする者は、別に定めた手続きを執り入会金を納入する。
また正会員から特別会員への種別変更を希望する者は、別に定めた手続きを執る。

第11条 資格の喪失

会員は、次の各号の一に該当する時、会員の資格を失う。
1. 本会を退会しようとする者は、所定の手続きにより退会することができる。
2. 第7条の条件を欠くに至った者は前号の手続きが無くとも退会と見なすことがある。
3. 会員としての義務を怠ったとき、本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為があつた
時除名することがある。当該会員は総会で弁明の機会を得るとともに総会の決議により除名され
る。

第12条 会員名簿

本会は会員名簿帳を事務局に常置して、内容に変更が生じた時は速やかに訂正する。

第4章 役員

第13条 役員の種類

本会に次の役員を置く。
会長1名、理事長1名、事務局長1名、理事若干名、監事2名

第14条 会長

会長は本会を代表し、指導的立場で運営に協力する。就任は会員の推挙により総会において選任
し、任期は特に定めない。

第15条 理事長

理事長は、会長の代表権を補佐し、会務を統括する。就任は理事選挙の都度理事の互選により選
任し、重任をさまたげない。

第16条 事務局長

事務局長は、理事会で決定した総務の執行にあたる。就任は正会員の中から理事長が推挙し、理
事会において選任する。理事の兼任も可とし、任期は特に定めない。

第17条 理事

理事は、総会の決議に基づいて本会の運営を協議、執行する。理事は、正会員による選挙に当選
し、総会の承認を得て就任する。任期は2年とし、重任を妨げない。理事選挙については、規定を
別に定める。

第18条 監事

監事は、理事の業務執行と会計の状況を監査し、総会に報告する。監事は総会に於いて、他の役
職にない正会員の中から選出する。任期は1年とし、重任を妨げない。

第19条 任期の特例

増員または補欠のため選任された役員の任期は、現任者または前任者の残任期間とする。

第20条 役員の報酬

役員は本会義務の執行について無報酬とする。

第5章 運営

第21条 顧問・名誉会員・会友

本会に顧問、名誉会員、会友を置くことができる。会長の諮問に応ずるほか、理事会に招致して意
見を聴聞することができる。就任は会員の推挙に基づき理事会で審議、決定し、会長がこれを委嘱
する。任期は1年とし、いずれかより申し入れがない限り自動的に継続する事とする。

第22条 実行委員会

本会は事業活動を行うとき、必要に応じて事業ごとに実行委員会を設けることができる。委員は会員
から募集し、推薦による選任を加えて構成する。委員長、諸係は委員の互選で選出する。実行委員
会は理事会の管理下にあって事業が終了したとき解組する。

第23条 選挙管理委員会

理事選挙を実施するために、選挙管理委員を2名置く。任期は理事選挙を行う年の1月1日から翌1

2月31日まで2年とし、理事会が選任する。選挙管理委員は理事選挙候補者になれない。

第24条 専門委員

海外交流委員を若干名置き、理事会が正会員より選任する。

第25条 事務局

本会の事務を処理するため職員を置くことができ、事務局長がこれを監督する。職員は有給とし理事会が人事管理をする。事務局の機能と執行については規定を別に定める。

第6章 会議

第26条 会議の種類

会議は総会及び理事会及び支部会とし、総会は会長が召集、理事会は理事長、支部会は支部長が召集する。

第27条 議長

総会と理事会の議長は理事長が行う。但し会議の事態に応じて出席者の内から議長を選出することができる。

第28条 総会

総会は、通常総会及び臨時総会、紙上総会とし、いずれも正会員をもって構成する。

第29条 総会の開催

通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。臨時総会は理事会が必要と認めた時、または正会員総数の5分の1以上が請求したときに開催する。紙上総会は緊急に決議する必要のある案件が生じた時に開催する。

第30条 総会の議事

総会は正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。正会員が委任状を提出して議長に議決権を委任したときは、出席数に加える。会議の決議は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し第44条に定める解散決議の場合を除く。

第31条 総会の付議事項

総会は、この会則に定められたものほか、次の事項を決議する。

1. 事業報告及び事業計画
2. 決算及び収入支出予算
3. 理事会において、総会に付議する決議をした事項。

第32条 理事会

理事会は、理事及び事務局長をもって構成する。

第33条 理事会の開催

理事会は定例会議を開くほか、理事長が必要と認めた時、臨時会議を開催する。

第34条 理事会の議事

理事会は、その構成員の過半数の出席をもって成立する。会議の決議は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところにする。

第35条 理事会の付議事項

理事会は、この会則に定められたものほか、次の事項を決議する。

1. 総会において議決した案件の、執行に関する事項
2. 総会に提出するべき議案
3. その他、会務の運営に関する事項

第7章 資産及び会計

第36条 資産の構成

本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成し、理事長が管理する。

1. 会費
2. 寄付金品
3. 事業に伴う収入
4. その他の収入

第37条 資産の区分

本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第38条 基本財産の使用の制限

基本財産は、これを消費し又は抵当権等の物件のために供してはならない。但し、事業の遂行上やむを得ずその一部を処分する時は、総会の決議を経る事とする。

第39条 剰余金

年度末の収支決算で剰余金が生じたときは、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ又は、翌事業年度に繰り越すものとする。

第40条 経費

本会の経費は運用財産をもってこれに充てる。

第41条 予算・決算

本会の収支予算は総会の決議を経て定め、収支決算は総会の承認を得なければならない。収支決算については、財産目録を付して監事の監査を経る事とする。

第42条 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則改正及び解散

第43条 会則改正

この会則は、総会の決議を経なくては改正することができない。

第44条 解散

本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

第45条 残余財産の処分

本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経て処分する。

第9章 雜則

第46条 役員

本会の役員は次の通りとする。

会長 光藤俊夫 東京都渋谷区神宮前2-11-13

理事長 宮崎岳彦 東京都渋谷区西原2-2-2-102

事務局長 山田淳一郎 東京都豊島区南大塚3-43-5-201

会計 宝田 聰 埼玉県川口市上青木3-12-63-703

他理事9名、監事2名

第47条 細則

この会則の施行に必要な細則及び諸規程は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. この会則は昭和55年9月19日より施行する。
2. この会則は平成23年4月1日から改正施行する。
3. この会則は2012年6月1日から改正施行する。
4. この会則は2012年9月8日から改正施行する。
5. この会則は2013年4月1日から改正施行する。(第9章、第46条のみ更新)

日本アーキテクチュラル・レンダーラーズ協会